

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2
2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
3 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
4 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例	14
5 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	15
6 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例	17
公 告	
予算の要領について（平成 29 年度補正予算）	18
（平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）	19
（平成 29 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）	19
（平成 29 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）	20
（平成 29 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）	21
（平成 29 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）	21
予算の要領について（平成 30 年度予算）	22
（平成 30 年度一般会計予算）	22
（平成 30 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	24
（平成 30 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	25
（平成 30 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	26
（平成 30 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	27
（平成 30 年度交通災害共済事業特別会計予算）	28

条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

平成 30 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

- (1) 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号）
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号）
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号）

- (4) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第4号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第5号)
- (6) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第6号)

新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

特別職嘱託報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	318,500	362,300
2	320,700	364,900
3	323,000	367,400
4	325,200	370,000
5	327,400	371,900
6	329,400	374,400
7	331,600	376,700
8	333,800	379,200
9	335,800	381,700
10	338,000	384,400
11	340,000	387,000
12	342,200	389,700
13	344,000	392,100
14	346,000	394,400
15	348,100	396,600
16	350,100	399,000

17	351,800	400,800
18	353,800	402,800
19	355,600	404,700
20	357,500	406,500
21	359,500	408,400
22	361,400	410,200
23	363,400	412,000
24	365,300	413,900
25	367,300	415,700
26	369,200	417,200
27	371,200	418,700
28	373,200	420,300
29	374,700	421,900
30	376,500	423,200
31	378,300	424,500
32	379,900	425,700
33	381,700	426,900
34	383,100	428,200
35	384,600	429,500
36	386,200	430,700
37	387,600	431,900
38	388,800	432,700
39	390,000	433,500
40	391,100	434,300
41	392,200	434,900
42	393,400	435,600
43	394,600	436,300
44	395,700	437,000
45	396,400	437,800
46	397,100	438,600
47	397,800	439,000
48	398,500	439,700

49	399,100	440,200
50	399,700	440,600
51	400,200	441,000
52	400,600	441,400
53	401,000	441,800
54	401,300	442,200
55	401,600	442,600
56	401,900	442,900
57	402,200	443,200
58	402,500	443,600
59	402,800	443,900
60	403,100	444,200
61	403,400	444,500
62	403,700	
63	404,000	
64	404,300	
65	404,600	
66	404,900	
67	405,200	
68	405,500	
69	405,700	
70	406,000	
71	406,300	
72	406,600	
73	406,800	
74	407,100	
75	407,400	
76	407,600	
77	407,800	
78	408,100	
79	408,400	

80	408,600
81	408,800
82	409,100
83	409,400
84	409,600
85	409,800

備考 1級は事務局次長の職にある者に、
2級は事務局長の職にある者に適用する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された特別職の嘱託に対する報酬（以下「報酬」という。）は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつ</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつ</p>

ては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

ては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100

再任
用職
員以
外の
職員

17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900

57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			

	99		296,100	344,100			
	100		296,500	344,400			
	101		296,700	344,700			
	102		297,000	345,100			
	103		297,400	345,500			
	104		297,700	345,900			
	105		297,900	346,400			
	106		298,200	346,800			
	107		298,600	347,200			
	108		298,900	347,600			
	109		299,100	348,100			
	110		299,500	348,500			
	111		299,900	348,800			
	112		300,200	349,100			
	113		300,300	349,600			
	114		300,600				
	115		300,900				
	116		301,300				
	117		301,500				
	118		301,700				
	119		302,000				
	120		302,300				
	121		302,700				
	122		302,900				
	123		303,200				
	124		303,500				
	125		303,800				
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごと</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごと</p>

の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 40、12 月に支給する場合には 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において</u>「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をし</p>

休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間に

ようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

ついて育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 11 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 11 項」とする。	附 則 11 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 11 項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第 5 条から第 11 条まで、第 13 条及び附則第 11 項から第 13 項まで並びに附則第 7 条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 16 年条例第 46 号。以下この条及び次条において「条例第 46 号」という。）附則第 3 項の規定により計算した	附 則 第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第 5 条から第 11 条まで、第 13 条及び附則第 11 項から第 13 項まで並びに附則第 7 条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 16 年条例第 46 号。以下この条及び次条において「条例第 46 号」という。）附則第 3 項の規定により計算した

額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 7 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 11 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104 分の 83.7）を乗じて得た額が、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 4 条の 3 から第 8 条まで及び第 13 条から第 13 条の 5 まで並びに附則第 11 項から第 13 項まで及び附則第 20 項から第 25 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条並びに条例第 46 号附則第 3 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 7 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 11 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 87（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104 分の 87）を乗じて得た額が、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 4 条の 3 から第 8 条まで及び第 13 条から第 13 条の 5 まで並びに附則第 11 項から第 13 項まで及び附則第 20 項から第 25 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条並びに条例第 46 号附則第 3 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員（以下「団員」という。）が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく</p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員（以下「団員」という。）が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく</p>

は障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、管理者は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を通知するものとする。

（補償基礎額）

第5条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因で

は障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、管理者は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を通知するものとする。

（補償基礎額）

第5条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因で

ある疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

ある疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例(平成18年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第2条 会館は、前条の設置の目的を達成する	(事業) 第2条 会館は、前条の設置の目的を達成する

ために次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(使用料等)

第6条 (略)

2 (略)

3 使用料及び共益分担金(以下「使用料等」という。)は、前納とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。

(使用料等の額)

第7条 前条で規定する使用料等の額は、別表に定める額とする。

(使用料等の免除)

第8条 管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既に収受した使用料等は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、全部又は一部を還付することができる。

ために次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

(使用料等)

第6条 (略)

2 (略)

3 使用料及び共益分担金は、前納とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。

(使用料等の額)

第7条 前条で規定する使用料及び共益分担金の額は、別表に定める額とする。

(使用料の免除)

第8条 管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既に収受した使用料及び共益分担金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公 告

予算の要領について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成30年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成29年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第2号)、平成29年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)、平成29年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号)、平成29年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)及び平成29年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

平成30年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	平成 30 年度	45,286 千円

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 852,865 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,200,593 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		5,310,003	240,000	5,550,003
	1 負担金	5,310,003	240,000	5,550,003
2 財産収入		37,520	747	38,267
	1 財産運用収入	37,519	747	38,266
4 繰越金		1	612,118	612,119
	1 繰越金	1	612,118	612,119
歳 入 合 計		5,347,728	852,865	6,200,593

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		5,030,400	240,000	5,270,400
	1 退職手当事業費	5,003,331	240,000	5,243,331
2 積立金		223,328	612,865	836,193
	1 基金積立金	223,328	612,865	836,193
歳 出 合 計		5,347,728	852,865	6,200,593

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別
会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,489 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ 1,729,689 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすること
ができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		6,659	119	6,778
	1 財産運用収入	6,658	119	6,777
5 繰越金		1	30,861	30,862
	1 繰越金	1	30,861	30,862
6 諸収入		2	2,509	2,511
	2 雑入	1	2,509	2,510
歳入合計		1,696,200	33,489	1,729,689

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		6,658	33,489	40,147
	1 基金積立金	6,658	33,489	40,147
歳出合計		1,696,200	33,489	1,729,689

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消防団員退職報償金支給責任共済契 約の締結	平成 30 年度以降毎年度	法令に基づく共済掛金

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 906 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,753 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		4,969	179	5,148
	1 財産運用収入	4,968	179	5,147
4 繰越金		1	727	728
	1 繰越金	1	727	728
歳 入 合 計		35,847	906	36,753

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		4,968	906	5,874
	1 基金積立金	4,968	906	5,874
歳 出 合 計		35,847	906	36,753

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正
予算（第 1 号）

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,368 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,203,402 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		26,568	443	27,011
	1 財産運用収入	26,567	443	27,010
3 繰入金		636,733	△15,922	620,811
	1 基金繰入金	636,733	△15,922	620,811
4 繰越金		1	31,847	31,848
	1 繰越金	1	31,847	31,848
歳入合計		1,187,034	16,368	1,203,402

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		501,065	16,368	517,433
	1 基金積立金	501,065	16,368	517,433
歳出合計		1,187,034	16,368	1,203,402

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成30年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成30年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成30年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成30年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成30年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成30年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成30年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡邊 廣吉

平成30年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成30年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ378,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		55,625
	1 負担金	55,625
2 交 付 金		34,158
	1 交 付 金	34,158
3 使用料及び手数料		185,477
	1 使 用 料	185,477
4 財 産 収 入		1,728
	1 財産運用収入	1,727
	2 財産売払収入	1
5 繰 入 金		83,208
	1 特別会計繰入金	83,207
	2 基金繰入金	1
6 繰 越 金		11,369
	1 繰 越 金	11,369
7 諸 収 入		6,735
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑 入	6,732
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳 入 合 計		378,301

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,348
	1 議 会 費	1,348
2 総 務 費		284,675
	1 総務管理費	284,444
	2 監査委員費	231
3 事 業 費		57,241
	1 研修等事業費	57,241
4 積 立 金		33,535
	1 基金積立金	33,535
5 予 備 費		1,502
	1 予 備 費	1,502
歳 出 合 計		378,301

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,610,261 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,310,003
	1 負 担 金	5,310,003
2 財 産 収 入		35,001
	1 財産運用収入	35,000
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		264,953
	1 基金繰入金	264,953
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		303
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	300
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		5,610,261

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		5,502,260
	1 退職手当事業費	5,475,191
	2 繰 出 金	27,069
2 積 立 金		35,000
	1 基金積立金	35,000
3 諸 支 出 金		70,001
	1 雑 支 出	70,001

4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,610,261

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計
予算

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,148
	1 負 担 金	10,148
2 財 産 収 入		183
	1 財産運用収入	183
3 繰 入 金		22,170
	1 基金繰入金	22,170
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,504

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		32,321
	1 非常勤職員公務災害 補償等事業費	31,225
	2 繰 出 金	1,096

2 積立金		183
	1 基金積立金	183
歳出合計		32,504

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計
予算

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,687,451 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		870,078
	1 負担金	870,078
2 交付金		810,600
	1 交付金	810,600
3 財産収入		6,769
	1 財産運用収入	6,768
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,687,451

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,680,682
	1 消防団員等事業費	1,663,689
	2 繰 出 金	16,993
2 積 立 金		6,768
	1 基金積立金	6,768
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,687,451

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,258 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		867
	1 負 担 金	867
2 財 産 収 入		3,388
	1 財産運用収入	3,387
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		34,258

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,870
	1 消防賞じゅつ金費	30,687
	2 繰 出 金	183
2 積 立 金		3,387
	1 基金積立金	3,387
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		34,258

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,154,057 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		505,628
	1 会費収入	505,628
2 財 産 収 入		22,074
	1 財産運用収入	22,073
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		626,351
	1 基金繰入金	626,351
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,154,057

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		671,736
	1 交通災害共済事業費	633,870
	2 繰 出 金	37,866
2 積 立 金		481,721
	1 基金積立金	481,721
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,154,057